

サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会の開催について

〔 令和 7 年 7 月 1 日
内閣サイバー官決定 〕

- 1 サイバーインフラ事業者（ソフトウェアの開発、供給又は運用において一定の社会インフラの機能を提供している事業者をいう。）に求められる責務やこれを果たすための要求事項、これらに係る社会での普及策等について、調査検討を行うため、サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会の委員は、1に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣サイバー官が委嘱した者とする。
- 3 検討会に座長を置く。検討会の座長は、内閣サイバー官が指定するものとする。
- 4 検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に対し、検討会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 5 検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房国家サイバー統括室において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会の座長が定める。
- 7 「サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会」（令和6年9月18日重要インフラ専門調査会会長決定）が検討した事項等については、検討会に引き継がれるものとする。